

広島市障害福祉人材養成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害福祉分野における質の高い中核職員や本市における課題解決に資する資格所持者を養成する事業者に対して、予算の範囲内において障害福祉人材養成支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第1項に規定する社会福祉士をいう。
- (2) 介護福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護福祉士をいう。
- (3) 精神保健福祉士 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第2条に規定する精神保健福祉士をいう。
- (4) 相談支援専門員 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する相談支援専門員をいう。
- (5) たん吸引等を行うことができる介護職員 社会福祉士及び介護福祉士法附則第10条第1項に規定する認定特定行為業務従事者であって、同法附則第27条第1項の登録を受けた事業所に現に勤務する者をいう。
- (6) 強度行動障害支援者 強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）（平成29年8月3日障発0803第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づいて実施される強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した者をいう。
- (7) 障害福祉サービス事業所等 別表に掲げる事業を行う事業所又は施設（いずれも本市の区域内に所在するものに限る。）であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）等の障害福祉サービス等報酬に係る告示による福祉・介護職員処遇改善加算を算定しているものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員、たん吸引等を行うことができる介護職員又は強度行動障害支援者（以下「補助対象資格等取得者」という。）を養成した障害福祉サービス事業所等を運営する法人（以下「運営法人」という。）に対し、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める補助金を交付するもの

とする。

- (1) 社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士を養成した場合 1人につき10万円
- (2) 相談支援専門員を養成した場合 1人につき5万円
- (3) たん吸引等を行うことができる介護職員を養成した場合 1人につき5万円
- (4) 強度行動障害支援者を養成した場合 1人につき4万円

2 補助金は、同一の者に対し、第1項各号に掲げる場合につき、それぞれ1回に限り交付対象とするものとする。

(運営法人の責務)

第4条 補助金の交付を受けようとする運営法人は、運営する障害福祉サービス事業所等に勤務する福祉・介護職員に対し、補助金の趣旨、金額について周知するとともに、資格を組み込んだ福祉・介護職員のキャリアパスの構築及び当該キャリアパスに基づいた福祉・介護職員の処遇改善並びに障害福祉分野の中核を担う人材について定めた障害福祉人材育成方針（別記様式第2号）に則った人材の育成に努めなければならない。

(補助金の申請)

第5条 補助金の申請をしようとする運営法人は、申請書（別記様式第1号）に障害福祉人材育成方針（別記様式第2号）を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる社会福祉士登録証等の交付を受けた日の属する月の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 4月から9月まで 当該月の属する年度の10月31日
- (2) 10月から3月まで 当該月の属する年度の3月31日

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、これを審査の上、補助金を交付すべきと決定したときは、運営法人に対し、決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、運営法人に対し速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた運営法人があるときは、その運営法人から、当該補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年11月16日から施行し、同年4月1日から適用する。

- 2 平成27年度の補助金に係る第5条第3項第1号の規定については、同号中「10月31日」とあるのは、「12月末日」とする。
- 3 第3条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日において現に補助対象資格等取得者であった者については、補助金の交付対象としないものとする。ただし、当該者が同年4月1日以後に新たに各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、この限りでない。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、同項第4号については、平成28年3月31日において現に補助対象資格等取得者であった者については、補助金の交付対象としないものとする。ただし、当該者が同年4月1日以後に新たに同項第1号から第3号に掲げる場合に該当することとなった場合には、この限りでない。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表（対象となる事業）

根拠法令	事業種別
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	障害福祉サービス（第5条第1項） 障害者支援施設（第5条第11項） 地域相談支援・計画相談支援（第5条第19項）
児童福祉法（昭和22年法律第164号）	障害児通所支援（第6条の2の2第1項） 障害児相談支援（第6条の2の2第6項） 障害児入所施設（第7条第2項）